

エムプラス 重要事項説明書

あなたに対する就労継続支援 A 型サービスの提供開始にあたり、厚生労働省令に基づいて当事業所があなたに説明すべき内容は次のとおりです。

1、サービスを提供する事業者

名 称	特定非営利活動法人 プラス・ワン
所 在 地	岐阜県美濃加茂市森山町4丁目12番5号
電 話 番 号	0574-42-9171
代表者氏名	理事長 工藤 正弘
設 立 年 月	平成23年3月11日

2、利用施設

事業所の種類	指定就労継続支援 A 型事業所 平成26年4月1日指定
事業所の名称 (事業所番号)	エムプラス (2111200214)
事業所の所在地	岐阜県美濃加茂市川合町4丁目4番17号
連 絡 先	電話番号 0574-49-7383 FAX 番号 0574-27-2980 E-mail m-plus@jupiter.ocn.ne.jp
管 理 者	板津 幹彦
サービス管理責任者	北川 智恵美
サービスの実施地域	中濃圏域の13市町村(美濃加茂市、可児市、関市、美濃市、郡上市、富加町、坂祝町、七宗町、川辺町、八百津町、御嵩町、白川町、東白川村)を対象としますが、それ以外の利用希望者に対して実施することもあります。
主たる対象者	身体障害者・知的障害者・精神障害者・難病者 いずれも18歳未満の方は除きます。
定 員	10名
開設年月日	平成26年4月2日

3、サービスの目的・運営方針

目 的	働く場を提供するとともに、一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
運営方針	<ul style="list-style-type: none">・利用者が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行います。・地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、障害福祉サービス事業者等との密接な連携に努めます。・関係法令等を遵守し、指定就労継続支援 A 型事業を実施します。

4、サービスに係る施設・設備等の概要

(1) 施設

建 物	構 造	鉄骨 ALC 壁造 折半屋根 二階建
	延床面積	590.87㎡ 1階：290.71㎡／2階：300.16㎡

(2) 主な設備（1階）

	部屋数	備 考
訓練・作業室	1室	2階
多目的室	1室	2階
事務室兼相談室	1室	1階
トイレ	2室	男子：個室1、小用1 女子：個室1
洗面設備	2カ所	訓練・作業室内4蛇口、トイレに各1蛇口

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し、以上の施設・設備を設置しています。

5、サービス提供職員の設置状況

当事業所では、厚生労働省の定める指定基準を遵守し指定障害福祉サービスを提供する職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職 種	員数	常 勤		非常勤		常勤換算	備 考
		専従	兼務	専従	兼務		
管理者	1		1			1	
サービス管理責任者	1	1				1	
職業指導員	1	1				1	
生活支援員	1	1				1	

※常勤換算とは、職員それぞれの週あたりの勤務延べ時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（週 37.5 時間）で除した数です。

(1) 各職種の勤務体系

職 種	勤務体系
管理者	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
サービス管理責任者	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
職業指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）
生活支援員	正規の勤務時間帯（8：30～17：00）

(2) 職員の職務の内容

職 種	職務内容
管理者	管理者は、職員の管理、指定就労継続支援A型の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定就労継続支援A型の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。
サービス管理責任者	(ア) 適切な方法により、利用者の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容を検討すること。

	<p>(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定就労継続支援A型以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、利用者の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定就労継続支援A型の目標及びその達成時期、指定就労継続支援A型を提供する上での留意事項等を記載した就労継続支援A型計画の原案を作成すること。</p> <p>(ウ) 就労継続支援A型計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文書により利用者の同意を得た上で、作成した就労継続支援A型計画を記載した書面（以下就労継続支援A型計画書という。）を利用者に交付すること。</p> <p>(エ) 就労継続支援A型計画作成後、就労継続支援A型計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、就労継続支援A型計画の見直しを行い、必要に応じて就労継続支援A型計画を変更すること。</p> <p>(オ) 利用申込者の利用に際し、指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。</p> <p>(カ) 利用者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。</p> <p>(キ) 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。</p>
職業指導員	<p>(ア) 利用者が生産活動を行う際に、その生産活動が安全に正確に行われるように指導、監督を行うこと。</p> <p>(イ) 就労継続支援A型計画により施設外就労の提供が必要とされた利用者とともに、発注元事業所に出向き、利用者が安全に正確に生産活動を行うように指導、監督を行うこと。</p> <p>(ウ) その他、指定就労継続支援A型事業所利用者が行う生産活動が円滑に行われるために必要な業務を行うこと。</p>
生活支援員	<p>(ア) 利用者個々の就労継続支援A型計画に基づき、サービス管理責任者の指導の下、日常生活上の支援、相談を行うこと。</p> <p>(イ) 利用者の日常生活の状況を観察し、それを記録し、サービス管理責任者が就労継続支援A型計画を変更する際の補助を行うこと。</p> <p>(ウ) その他、指定就労継続支援A型事業所利用者が日常生活を円滑に行うために必要な業務を行うこと。</p>

6、営業日と営業時間

営業日及びサービス提供日	月曜日～金曜日。ただし、一部祝日、GW、盆、年末年始を除く。 詳細は事業所カレンダーによる。
営業時間	8：30～17：00
サービス提供時間	8：30～17：00

7、サービス提供の内容

(1) 訓練等給付費対象サービス内容

サービスの種類	サービスの内容
A型計画の作成 (個別支援計画)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の心身の状況等を把握し、利用者が希望する目標を達成するための方法やそれに必要な期間や支援内容を、利用者サービス管理責任者等が話し合い作成し、利用者の同意をいただきます。 ・全てのサービスは、「個別支援計画」に基づいて行われます。尚「個別支援計画」の写しは、利用者へ交付いたします。
訓練	一般就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練を行います。
生産活動	<p>雇用契約の締結により就労の機会を提供します。</p> <p>作業内容は、地域の実情並びに製品及びサービスの需要供給等を考慮しつつ、利用者の心身の状況や意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえて行います。また、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行います。</p> <p>生産活動の場として、契約を締結した一般の企業等を利用することもあります。(施設外就労または、施設外支援といえます。)</p> <p><給与の支払></p> <p>上記生産活動における事業収入から必要経費を差し引いた額に相当する金額を賃金等として、生産活動に従事した利用者へ支払います。</p>
実習、求職活動及び職場定着の支援	公共職業安定所、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携を取りながら職場実習、求職活動、職場定着の為の相談・助言を行います。
生活相談	利用者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等を把握し、適切な相談、助言、援助等を行います。
健康管理	日常生活上必要なバイタルチェックや投薬等についての助言、記録を行います。また医療機関との連絡調整及び協力医療機関を通じて健康保持のための適切な支援を行います。
訪問支援	常時サービスを利用している利用者が、心身の状況の変化により、5日以上連続して利用がなかった場合は居宅を訪問して利用状況を確認し、月2回を限度として同意の上で支援を行います。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容

サービスの種類	サービスの内容	金額
就労に向けての支援に必要な諸経費	就労や実習に向けての支援のうち、負担して頂くことが適当であるものに係る費用を頂きます。	実費
日常生活上必要となる諸経費	<p>利用者の日常生活品の購入代金等や日常生活に要する費用で、負担して頂くことが適当であるものに関わる費用をいただきます。</p> <p>① 支給分以外の制服費用 ② 昼食弁当費 ③ 日用品費 ④ 保健衛生費 ⑤ 教養娯楽費 等</p>	実費
社会生活上の便宜の供与等	日常生活に必要な行政機関等への手続き等について、利用者及び家族等が行うことが困難な場合、利用者の同意を得て代行します。	実費

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供記録等の複写代 ・証明書諸書類の発行代 ・その他 	当面無料 当面無料
-----	---	--------------

④ 利用料金

(1) 訓練等給付費対象サービス内容の料金

訓練等給付費によるサービスを提供した際は、サービス利用料金（厚生労働大臣の定める額）のうち 9 割が訓練等給付費の給付対象となります。事業者が訓練等給付費等の給付を市町村から直接受け取る（代理受領する）場合、利用者負担分として、サービス利用料金全体の 1 割の額を事業者にお支払いいただきます。（定率負担または利用者負担額といいます。）

なお、定率負担または利用者負担額の軽減等が適用される場合は、この限りではありません。障害福祉サービス受給者証をご確認ください。

(2) 訓練等給付費対象外サービス内容の料金

上記「7、サービス提供の内容（2）訓練等給付費対象外サービス内容」の項目をご参照ください。

(3) サービス利用の取り消し料金

利用者がサービス利用の取り消し（キャンセル）をする場合は、利用予定日の前日までに当事業所までお申し出ください。

なお、サービス利用日の前日までに申し出がない場合は、予定していたプログラムに必要な用品の実費相当額をキャンセル料として頂く場合があります。

(4) 利用料金のお支払方法

前記（1）（2）（3）の料金は 1 ヶ月ごとに計算し、翌月 10 日までにご請求しますので、その月の 20 日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

支 払 方 法	
① 現金支払い	当事業所に持参ください。 （現金の取り扱いには、十分注意してください。）
② 指定口座への振込	東濃信用金庫 美濃加茂支店 普通預金 0961034 特定非営利活動法人プラス・ワン 理事 工藤 正弘(くどう まさひろ) 「トクヒ）プラスワン」 だけで入金ができます。

9、利用者の記録及び情報の管理等

(1) 事業者は、法令に基づいて利用者の記録及び情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。また、記録及び情報については契約の終了後 5 年間保管します。

※閲覧、複写ができる窓口業務時間は、9：00～16：00 です。

(2) 利用者の個人情報については、個人情報保護法にそった対応を行います。但し、サービス提供を行う上での他事業所及び医療機関等との連絡調整や市町村及び関係機関に情報提供を要請された場合は利用者の同意（「個人情報使用同意書」による）に基づき情報提供を致します。

10、緊急時及び事故発生時における対応方法

- (1) 現に指定就労継続支援A型の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の主治医（以下「協力医療機関等」という。）、緊急連絡先等への連絡を行います。
- (2) 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行います。
- (3) 指定就労継続支援A型の提供により事故が発生したときは、直ちに利用者に係る障害福祉サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。
- (4) 指定就労継続支援A型の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償します。

11、要望・苦情等申立先及び虐待防止に関する相談窓口

(1) 要望・苦情等申立先

当事業所	・受付担当者 北川 智恵美 ・解決責任者 板津 幹彦 ・ご利用時間 9：00 ～ 16：00 ・電話番号 0574-49-7383 FAX番号 0574-27-2980
第三者委員	・氏名 井戸芳子 ・住所 岐阜県美濃加茂市 ・電話番号 0574-26-0408
岐阜県 運営適正化委員会	・所在地 岐阜県岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館6階 ・電話番号 058-278-5136 ・FAX番号 058-278-5137

(2) 虐待防止に関する相談窓口

虐待防止に関する 相談窓口	・窓口担当者 北川 智恵美 ・ご利用時間 9：00 ～ 16：00 ・電話番号 0574-49-7383 FAX番号 0574-27-2980
------------------	--

12、人権擁護及び虐待防止のための措置

(1) 人権擁護および虐待防止

利用者の支援や援助、介助にあたる職員は、利用者に対し身体的または精神的虐待を行わないだけでなく、積極的に人権を擁護します。

(2) 身体拘束

当事業所は、利用者の身体拘束を行いません。万一利用者または他の利用者、職員等の生命または身体を保護するため、緊急やむをえないことがあると予想される場合、家族の「利用者の身体拘束に伴う申請書」に同意を受けたときのみ行います。

(3) 個人情報保護

当事業所および職員は、利用者に対するサービスの提供にあたり、知り得た利用者に関する各種情報を外部に洩らしません。また他の事業者等に対して情報を提供する場合には、あらか

じめ文書により利用者またはその家族の同意を得ます。

事業所は、その従業員が退職後、在職中に知りえた利用者に関する情報を洩らすことの無いよう、必要な措置を講じます。

1 3、協力医療機関

医療機関の名称	医療法人 録三会 太田病院		
理事長名	佐々木 裕茂		
所在地	岐阜県美濃加茂市太田町 2 8 5 5 - 1		
電話番号	0 5 7 4 - 2 6 - 1 2 5 1		
診療科	内科、外科、整形外科	入院設備	有り

上記の他、各専門医に協力を依頼します。

1 4、非常災害時の対策

非常時の対応	別に定める、消防計画書により対応いたします。
平時の訓練	・別に定める、消防計画書に則り、年1回、避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。
防災設備	<ul style="list-style-type: none"> ・自動火災報知機 有 ・ガス漏れ報知機 有 ・非常用電源 無 ・室内防火栓 無 ・誘導灯 有 ・非常通報装置 有 ・スプリンクラー 無 ・カーテン等は防災性能のある物を使用しています。 ・震災に備えての備蓄 飲料水、ラジオ、懐中電灯等
消防計画	作成日 : 平成26年4月1日 消防署への届出 : 必要なし 防火管理者 : 北川 智恵美
保険加入	事故・災害に備えて、損害賠償保険に加入しています。 加入保険会社名 : あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 加入保険内容 : 介護保険・社会福祉事業者総合保険

1 5、当事業所ご利用の際に留意いただく事項

設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法にしたがってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
喫煙	事業所内及び敷地内は禁煙です。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を施設に持ち込まないようお願いいたします。※鍵付きロッカーあり。
宗教活動・政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

16、サービス提供開始日

<利用者> _____ 様へのサービス提供開始日は、平成 年 月 日です。

指定就労継続支援A型事業所「エムプラス」の障害福祉サービスの提供及び利用開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

平成 年 月 日

事業所名： 特定非営利活動法人プラス・ワン エムプラス

説明者職名： サービス管理責任者

説明者氏名： 北川 智恵美 印

私は、本書面に基づいて事業者から指定就労継続支援A型事業所「エムプラス」の障害福祉サービスの提供及び利用について重要事項の説明を受け、同意しました。

平成 年 月 日

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

<法定代理人（身元引受人）>

住 所 _____

氏 名 _____ 印

続 柄 _____